

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画変更	令和 6 年 3 月
計画主体	大田原市

大田原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	産業振興部農林整備課
所 在 地	栃木県大田原市本町 1-4-1
電 話 番 号	0287-23-8813
F A X 番 号	0287-23-8782
メールアドレス	nourin@city.ohatawara.tochigi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ア) イノシシ イ) ハクビシン ウ) アライグマ エ) アメリカミンク オ) タヌキ カ) 鳥類（カルガモ・カワウ・カラス類〔ハシブトガラス・ハシボソガラス〕・サギ類〔アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ〕） キ) ニホンジカ ク) ニホンザル ケ) ツキノワグマ
計画期間	令和5年度 ～ 令和7年度
対象地域	大田原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
イノシシ	水稻、野菜、芋類、雑穀、 飼料作物、工芸作物	169	2,014
ハクビシン	野菜、果樹	18	1,003
アライグマ・アメリカ ミンク	—	—	—
タヌキ	野菜	1	45
カルガモ・カラス類（ ハシボソガラス、ハシ ブトガラス）	水稻、野菜、果樹、飼料作 物	7	91
カワウ	魚類(稚魚含む)	不明	不明
サギ類（アオサギ、ダ イサギ、ゴイサギ）	水稻	7	73
ニホンジカ	—	—	—
ニホンザル	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—

(2) 被害の傾向

- ・イノシシについては、豚熱ウイルス検査結果や養豚場での豚熱発生状況などから、中山間地を中心にかなりの個体が感染、死亡しているものと推測されている。したがって相対的にイノシシによる農作物被害は大きく減少させることができた。この傾向は約2年間続いているが、豚熱収束後、再び生息数が豚熱発生前の水準に戻ってしまうと、農業被害の増加が懸念される。
- ・ハクビシンやタヌキ、カルガモ、カラス類、サギ類による農作物の被害が、市内広範囲において年間を通して発生している。特にハクビシンについては近年、生息密度を高めており、市内全地域で被害の報告が上がっている。また、住宅地域においても家庭菜園や生活環境にも被害を及ぼしており、住民からの相談や苦情は増えてきている。
- ・平成28年に交通事故死したと思われるアライグマの死体が回収された。本市では平成24年にアライグマが捕獲されて以降、被害報告や目撃情報はなかったが、令和4年に新たに捕獲個体が確認された。県内他市町の動向を見極めつつ監視体制を強化する必要があると思われる。
- ・令和3年にアメリカミンクが目撃・捕獲されて以降、被害報告や目撃情報は無いが、県内他市町の動向を見極めつつ監視体制を強化する必要があると思われる。
- ・カワウによる天然のアユや放流した稚魚、ウグイなど川魚の捕食被害が発生している。(那珂川及び篤川沿岸での被害報告があがっている。)
- ・サギ類(アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ)による田植え後の水稻の踏み倒しの被害があるほか、騒音、異臭、糞害など生活環境への被害が近年増加している。
- ・ニホンジカについては具体的な被害は現在のところ報告されていないが、那須町に隣接する地域での目撃情報が年々増えてきているため、生息の定着が懸念される。
- ・群れからはぐれたニホンザルによる高齢者や児童への人身被害、生活被害が懸念される。
- ・八溝山麓付近ではニホンカモシカ(特別天然記念物)の目撃情報が増えており、イノシシ用のくくりわなに錯誤捕獲される事例もあった。また、ニホンジカの生息域拡大に伴いニホンカモシカの生活環境が圧迫され、里に出没するようになると農作物などに被害が及ぶことも懸念される。
- ・ツキノワグマについては、具体的な被害報告はないが、市内での目撃情報があり、生息の定着が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害面積 （a）	被害金額 （千円）	被害面積 （a）	被害金額 （千円）
イノシシ	169	2,014	165	2,000
ハクビシン	18	1,003	16	900
タヌキ	1	45	1	40
カルガモ・カラス類	7	91	6	80
サギ類（アオサギ・ゴイサギ・ダイサギ）	7	73	6	70

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・地元猟友会の協力を得て、銃器、くくりわなによる捕獲を実施。 ・鳥獣被害対策実施隊による捕獲駆除の実施 ・鳥類（サギ類）の繁殖抑制対策の実施。	市内狩猟者の高齢化や狩猟離れが進む中、原子力災害特別措置法に基づくイノシシ肉の出荷制限や猟銃所持の厳格化等により、狩猟者の減少が深刻化している。今後、捕獲の担い手（狩猟者、実施隊員）の確保・育成や捕獲体制の見直しが必要である。また、被害の拡大が懸念されるハクビシン・アライグマ対策についても、捕獲体制の整備が必要である。 サギ類（アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ）の営巣地となっている山林において、ドローンを用いて巣にドライアイスを投下することで繁殖抑制の実証事業を実施しているが、オペレーター、ドライアイスの調達が課題。
防護柵の設置等に関する取組	・個人において電気柵・金網柵・トタン板等の侵入防止柵を設置している。	農林業者の高齢化や兼業化が進んでいるため、侵入防止柵設置後の管理が徹底されず被害に遭う事例が見受けられる。豚熱のまん延により、現在は被害が減少しているが、感染の終息によって個体数が再び増加したときの備えを考慮しなければならない。

生息環境管理その他 の取組	・野生動物が近寄りにくい環境整備として「とちぎの元気な森づくり里山林整備事業」による里山の整備を実施している。	栗やイチゴ等の農作物について、廃棄物の適正処分が徹底されていない事例が見受けられる。
------------------	---	--

(5) 今後の取組方針

従来の防護柵の設置や有害駆除に加え、里山林の整備やICTなど新技術を活用した被害防除活動に積極的に取り組むことにより、獣害を受けにくい環境整備や地域の実情にあった効果的かつ効率的な対策を図っていくこととする。

具体的な取り組みとしては、以下の事項を進めて行く。

- ア) 電気柵やワイヤーメッシュ柵は獣害に有効であるため、補助事業を活用した侵入防止柵の整備を推進する。
- イ) 実施隊及び地域の自治会と連携し、休耕地等を活用した囲い罠を設置することでイノシシの捕獲駆除を推進する。(鳥獣被害防止総合交付金の活用)
- ウ) 隣接市町と捕獲時期を統一し、広域的な連携を図る。
(八溝定住自立圏、那須地域定住自立圏、県北地域鳥獣被害対策連絡会議、茨城・栃木鳥獣害広域対策協議会との連携)
- エ) 被害農家等を対象に狩猟免許取得の促進を図り、捕獲担い手の育成、支援に努める。(狩猟免許取得費、銃購入に対する補助制度を令和元年度創設)
- オ) 農家や地域住民の有害鳥獣対策に対する意識改革を図るため、地域ごとの講習会や被害農家への被害防除の普及啓発を行う。(鳥獣被害対策実施隊による出前講座、獣害基礎研修会、わな猟初心者講習会の随時実施)
- カ) 鳥獣被害対策実施隊による積極的な捕獲と効果的な被害対策の指導等により、獣害に負けない地域づくりを目指す。
- キ) 捕獲駆除の省力化や効率向上のため、新技術の実証など地域に見合った方法を検討していく。
- ク) 生息の定着が懸念される種(主にニホンジカ)については、栃木県及び近隣市町と連携し、出没区域の把握に努める。(県東地域ニホンジカ対策協議会との連携)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシについては、鳥獣被害対策実施隊員のうち主として鳥獣の捕獲等にあたる者を対象鳥獣捕獲員に任命し、被害地区を中心に捕獲・駆除を実施する。また、地元猟友会にも協力を依頼し、実施隊と連携した罠・銃を用いた有害捕獲を実施していく。基本的には罠による捕獲活動を中心とし、安全かつ速やかに止め刺しを行う際にライフル銃を使用するほか、効率的に捕獲活動を行う必要がある場合は、ライフル銃を使用し巻狩りを実施する。

ハクビシンやアライグマ、アメリカミンク、タヌキについては、基本的に被害農家、市民、団体等が許可を得て捕獲・駆除を実施する。（市所有の箱わなを無償で貸出すなど捕獲支援を実施）

カルガモ・カラス類・サギ類については、関係機関からの要請を受けた猟友会員が、各支部、班ごとに市内一斉に捕獲・駆除を実施する。

特にサギ類（アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ）については、ドローンを用いてドライアイス投下によるコロニーでの繁殖抑制対策を引き続き実施するほか、猟友会による捕獲・駆除期間を追加し、個体数を一定程度減少させていく。

ニホンジカについては、生息の定着が懸念されるため、栃木県及び近隣市町と情報共有し出没区域の把握に努め、鳥獣被害対策実施隊員と猟友会員及び市森林組合と連携し、出没区域を中心に捕獲活動を実施していく。

ニホンザルについては、群れで市内に定着することはないが、稀に市街地へ迷い込むことがあり、高齢者や児童への人身被害も懸念されるため、追い払いを中心に対策を講じることとするが、重大な被害が発生した場合は捕獲・駆除を警察、鳥獣被害対策実施隊、猟友会、獣医師（麻酔銃使用）と連携し実施する。

カワウについては、栃木県、漁業組合と連携し、栃木県の管理指針に基づき生息数に応じた管理を基本として実施していく。

ツキノワグマについては、ニホンザル同様に被害が懸念される場合は、関係機関と連携を取って対応する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 5	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、アメリカミンク、タヌキ、カルガモ、カラス類、カワウ、サギ類 (アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ)、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ	・ 有害駆除に対する支援及び補助 ・ わなの購入及び貸与 ・ 狩猟免許取得の推進及び支援（狩猟免許取得費、銃購入に対する補助制度を活用） ・ I C T等新技術を活用した効率的な捕獲方法の検討・検証
R 6	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、アメリカミンク、タヌキ、カルガモ、カラス類、カワウ、サギ類 (アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ)、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ	・ 有害駆除に対する支援及び補助 ・ わなの購入及び貸与 ・ 狩猟免許取得の推進及び支援（狩猟免許取得費、銃購入に対する補助制度を活用） ・ I C T等新技術を活用した効率的な捕獲方法の検討・検証
R 7	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、アメリカミンク、タヌキ、カルガモ、カラス類、カワウ、サギ類 (アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ)、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ	・ 有害駆除に対する支援及び補助 ・ わなの購入及び貸与 ・ 狩猟免許取得の推進及び支援（狩猟免許取得費、銃購入に対する補助制度を活用） ・ I C T等新技術を活用した効率的な捕獲方法の検討・検証

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

- ・イノシシについては、豚熱の感染拡大と段階的な終息状況を考慮し、約１５０頭の捕獲が見込まれる。（最終年度は約２５０頭を見込む）
- ・ハクビシンについては、農業被害のほか家屋屋根裏への侵入などの生活環境被害が増えていることから、捕獲への取り組みを強化し５０頭とした。
- ・アライグマについては、約１０年ぶりに生きた個体を確認するなど今後被害の拡大が予見されるため、捕獲数を１０頭とした。
- ・アメリカミンクについては、市内での被害報告や目撃情報はないが、福島県での生息が定着していることから３頭とした。
- ・タヌキについては、農業被害が増えていることから５０頭とした。
- ・カルガモ・カラス類については、被害額が減少又は横ばい傾向にあるが、愛鳥週間を挟み実施している一斉捕獲事業を引き続き継続することで前年同様の目標とした。
- ・カワウについては、一斉駆除など実施する予定はないが、生息個体数を踏まえ、おおよそ５０羽とした。
- ・サギ類（アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ）については、コロニーが形成され、多数の営巣箇所が確認されているため、卵を孵化させない対策を講じることで、計画的に個体数の調整を実施していく。（対象とする卵２００個程度）また、カルガモ・カラス類の一斉捕獲事業に加え、サギ類に特化した捕獲・駆除期間を設けることで個体数についても調整したい。
- ・ニホンジカについては、これまで捕獲した実績はないが、一部地域での目撃情報が寄せられていることから、１０頭とした。
- ・ニホンザルについては、はなれザルが稀に確認されるため５頭とした。
- ・ツキノワグマについては、追い払いを対策の柱とするが、やむを得ず駆除しなければならないことも想定されるため５頭とした。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
イノシシ	１５０頭	２００頭	２５０頭
ハクビシン	５０頭	５０頭	５０頭
アライグマ	１０頭	１０頭	１０頭
アメリカミンク	３頭	３頭	３頭
タヌキ	５０頭	５０頭	５０頭
カルガモ	６５０羽	６５０羽	６５０羽
カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）	３００羽	３００羽	３００羽
カワウ	５０羽	５０羽	５０羽
サギ類（アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ）	１５０羽 卵 ２００個	４５０羽 卵 ２００個	４５０羽 卵 ２００個
ニホンジカ	１０頭	１０頭	１０頭
ニホンザル	５頭	５頭	５頭
ツキノワグマ	５頭	５頭	５頭

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
基本的には罠による捕獲活動を中心とし、安全かつ速やかに止め刺しを行う際にライフル銃を使用するほか、効率的に捕獲活動を行う必要がある場合は、ライフル銃を使用し巻狩りを実施する。

捕獲等の取組内容
・イノシシについては、市内全域を対象に銃器及びくくりわなによる有害捕獲を通年で実施する。また、実施隊と被害のある地域の自治会と協力し、囲い罠を設置することで見回りの省力化、農作物被害の軽減、捕獲数の増加を図る。 ・ハクビシン、アライグマ、アメリカミンク、タヌキについては、被害を受けている者が必要に応じて、自己の所有又は管理する区域内において箱わな（市所有の箱わなを無償で貸出す）で捕獲する。捕獲個体の処理については、広域クリーンセンター大田原への持ち込みを可能とする。 ・カルガモ・カラス類・サギ類（アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ）については、市内全域を対象に、一斉捕獲実施期間及び区域を考慮しながら適切な方法により捕獲する。特にサギ類については、ドローンを用いて巣にドライアイス投下することで繁殖抑制の実証事業として継続して実施することに加え、新たに一斉捕獲期間を設けて捕獲を実施する。 ・カワウについては、市として積極的に駆除を実施する予定はないが、関係機関と十分連携を図って対応していくこととする。 ・ニホンジカについては、出没区域の把握に努めるとともに、その区域に

において銃器及びくくりわなによる有害捕獲を通年で実施する。

- ・ニホンザル、ツキノワグマについては、市街地への侵入を防ぐための追い払いを対策の基本とするが、人身被害等懸念される場合は、栃木県、大田原警察署、地元自治会、獣医師、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等、関係機関に協力を仰ぎ、適切な時期に銃器による捕獲・駆除を実施する。
- ・いずれの対象鳥獣についても、捕獲行為が、希少猛禽類その他の野生生物の生息に支障とならないように配慮する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	許可権限委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、ニホンジカ	電気柵等 5,000m	電気柵等 5,000m	電気柵等 5,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、ハクビシン、アライグマ、アメリカミンク、タヌキ、カルガモ、カラス類、カワウ、サギ類（アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ）、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ	・農業者による管理及び資材更新への補助 ・花火等による追い払い・駆除への支援	・農業者による管理及び資材更新への補助 ・花火等による追い払い・駆除への支援	・農業者による管理及び資材更新への補助 ・花火等による追い払い・駆除への支援

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

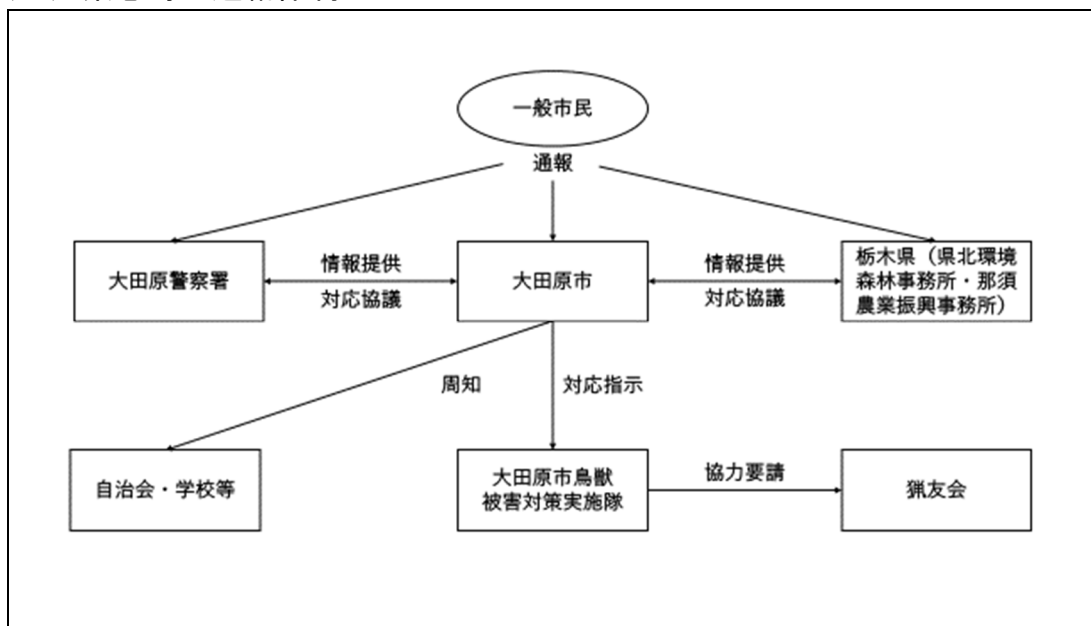
年度	対象鳥獣	取組内容
R 5	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、アメリカミンク、タヌキ、カルガモ、カラス類、カワウ、サギ類（アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ）、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ	・とちぎの元気な森づくり里山林整備事業による緩衝帯の整備 ・広報等による放任果樹の除去についての周知 ・被害防止に関する講習会・研修会
R 6	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、アメリカミンク、タヌキ、カルガモ、カラス類、カワウ、サギ類（アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ）、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ	・とちぎの元気な森づくり里山林整備事業による緩衝帯の整備 ・広報等による放任果樹の除去についての周知 ・被害防止に関する講習会・研修会
R 7	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、アメリカミンク、タヌキ、カルガモ、カラス類、カワウ、サギ類（アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ）、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ	・とちぎの元気な森づくり里山林整備事業による緩衝帯の整備 ・広報等による放任果樹の除去についての周知 ・被害防止に関する講習会・研修会

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大田原市	住民対応、関係機関との連絡・調整
栃木県	対処に関する助言・指導
大田原警察署	住民の安全確保、交通規制等
大田原市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲・駆除等、被害防止対策
栃木県猟友会那須北支部	対象鳥獣の捕獲・駆除等
栃木県猟友会那須中央支部	対象鳥獣の捕獲・駆除等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」等に基づき適正に処理することを原則とするが、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設処理する。

また、捕獲したイノシシの肉については、原発事故以降、栃木県全域で出荷は制限されており、那珂川町イノシシ肉加工施設に搬入され、県の出荷・検査方針に基づき検査を行って安全が確認された個体のみ出荷可能である。豚熱が収束し受け入れが再開となった場合は、那珂川町と連携し、那珂川町イノシシ肉加工処理施設条例施行規則に定められた条件を満たした個体を加工施設へ搬入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	本市内で捕獲されたイノシシについては、原発事故以降、原子力災害特別措置法に基づく出荷制限が継続しており、定期的に放射線のモニタリング検査を実施している。全体的に濃度は低減しており、夏場は概ね基準値を下回っているが、秋から冬にかけてドングリなど山のものを食するようになると福島県に近い地域では、基準値を超える放射性セシウムが検出されている。 ついでには、栃木県の出荷・検査方針に基づき那珂川町イノシシ肉加工施設で管理されるイノシシ肉については出荷可能であるため、那珂川町と連携し、当該施設を通してジビエの有効な利活用を図っていく。 なお、利活用にあたっては、農林水産省が策定した「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きについて」に従い、捕獲から出荷まで適切な措置を講じるものとする。 また、駆除従事者及び狩猟者においては、上記にあるとおり出荷制限期間中でもあるので、自家消費については自粛するよう呼びかけていく。
----	---

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大田原市野生鳥獣被害対策連絡協議会
構成機関の名称	役割
被害地区の代表者（自治会長）	農林業作物被害の情報提供
黒羽地区猟友会の代表者	捕獲等の実施
野生鳥獣保護管理指導者（鳥獣保護員、鳥獣管理士）	野生鳥獣被害対策の指導
那須農業協同組合	農作物被害及び対策の情報提供
那須中央農業共済組合	農作物被害及び対策の情報提供
塩那森林管理署	林業被害の情報提供
大田原市森林組合	林業被害の情報提供
那珂川北部漁業協同組合	水産業被害の情報提供
栃木県県北環境森林事務所	農林業被害対策の指導及び情報提供
栃木県那須農業振興事務所	農林業被害対策の指導及び情報提供
市長が必要と認める者	各分野での指導及び情報提供
大田原市	事務局及び協議会の運営

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城・栃木鳥獣害広域対策協議会	八溝地域の鳥獣被害を防止するため、2県15市町が緊密に連携し、広域的な被害対策を行う。
県北地域鳥獣被害対策連絡会議	県北地域の鳥獣被害対策の情報交換、広域的な被害対策を行う。
県東地域ニホンジカ対策協議会	近年生息域を拡大しているニホンジカへの情報交換、広域的な被害対策を行う。
八溝定住自立圏推進協議会 (中心市 大田原市)	自治体の枠を越えて連携し、野生鳥獣被害対策に取り組む
那須地域定住自立圏推進協議会 (中心市 那須塩原市)	自治体の枠を越えて連携し、野生鳥獣被害対策に取り組む

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年4月1日設置 名称：大田原市鳥獣被害対策実施隊 隊員：8名（市職員4名、非常勤職員(民間人)4名）※令和4年度 ※なお民間隊員4名を対象鳥獣捕獲員に任命
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣接市町との情報の共有や交換を密にし、広域的かつ迅速な捕獲や未然の対応を可能にする。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本計画は「特定鳥獣保護管理地域計画作成要領」に定める別紙様式1「地域計画（共通）」を兼ねるものとする。 イノシシについては、県内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲したイノシシを現場に埋却せず搬出する場合、血液等が漏出しないようビニールで密閉する等の防疫措置を講じながら捕獲を強化する。
